

# 630調査の非開示問題の経過

全国「精神病」者集団

## 630調査非開示問題の大衆化

---

### (1) 経緯

- ・ 人権センターから630兆差が開示されなくなったとの情報が入った。

### (2) アクション

- ・ 全国各自治体への公文書開示請求と非開示自治体のリストアップ。
- ・ 院内集会の開催。
- ・ 新聞報道。
- ・ 国会での質問等。

### (3) 結果

- ・ 630調査の開示を制約する国の文書は事実上の廃止となり、調査票も個人識別情報に抵触しないようなものに改変された。

## ■ 意外と知られていない非開示になった3つの原因

---

- ① 調査協力依頼文によって開示の範囲が限定された
- ② 調査票の変更（レセプトベースに対応）に伴い地方公共団体によって個人識別情報の懸念ありと見なされた
- ③ 日本精神科病院協会の声明の影響

# ①調査依頼文問題

障精発 0713 第 1 号  
平成 30 年 7 月 13 日

各都道府県・指定都市  
精神保健福祉担当部長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
精神・障害保健課長  
(公印省略)

## 平成 30 年度 精神保健福祉資料の作成について (630 調査協力依頼)

精神保健福祉行政につきまして、日頃からご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、精神保健医療福祉の実態を把握し、精神保健医療福祉施策を推進するための基礎資料を得ることを目的に、毎年、630 調査を実施しており、同調査の事務局として、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムのモニタリングに関する政策研究」(研究代表者：国立精神・神経医療研究センター 馬場俊明)の研究班(以下「研究班」という。)が、同調査の企画・実施を担っております。

今年度も、別紙のとおり同調査を実施しますので、各自治体においては、管内の精神科医療機関(病院・診療所)及び訪問看護ステーションへの依頼や自治体調査票への回答等、調査の実施につきご協力賜りますよう、よろしくお願い致します。

※下記の調査票一式は、「調査 web サイト」よりダウンロードが可能です。

(<https://survey.ncnp.go.jp/app/s630/main.jsp>)

ID: h30-630survey  
PW: a5EgkZ9S

1. 電子調査票(自治体用)
2. 電子調査票(病院・診療所用)
3. 電子調査票(訪問看護ステーション用)

## 平成 30 年度 630 調査について

### 1. 調査票の取扱い

精神科医療機関から提出された調査票には、当該医療機関の患者に関する情報が含まれていることから、都道府県・指定都市においては、個人情報保護の観点から、各自治体において定められた保存期間の経過後に速やかに廃棄するなど、適切な管理を行うこと。

また、本調査においては、こうした患者に関する情報が含まれた精神科医療機関の提出した個々の調査票の内容の公表は予定しておらず、その集計結果のみを公表する予定であるため、都道府県・指定都市において、管内の精神科医療機関に調査への協力依頼・調査票の送付等を行うに当たっては、その旨を明示した上で協力を求めること。

### 2. 調査の流れ

- ①厚生労働省から都道府県・指定都市に対して、研究班(630 調査事務局)の実施する調査への協力を依頼。630 調査事務局による調査 web サイト公開。
- ②調査票のダウンロード  
都道府県・指定都市は、630 調査事務局の設置した「調査 web サイト」にアクセスし、調査票一式をダウンロード。  
※「調査 web サイト」にアクセスできない場合や利用方法が分からない場合は、630 調査事務局に問い合わせること。
- ③精神科医療機関・訪問看護ステーションへの調査への協力依頼・調査票等の送付  
都道府県・指定都市は、管内の精神科医療機関(病院、診療所)、訪問看護ステーションに対して、調査への協力を依頼。  
調査客体ごとの「電子調査票」を送付。
- ④医療機関等における調査票の入力  
精神科医療機関(病院、診療所)、訪問看護ステーションは、各電子調査票内の「説明」を確認の上、回答を入力。  
※「電子調査票」に入力する環境が整っていない場合は、印刷した紙調査票へ記入。
- ⑤医療機関等からの調査票の提出

## ①調査依頼文問題

◆平成30年7月13日障精発0713第1号（以下、「調査依頼文」。）

「本調査においては、こうした患者に関する情報が含まれた精神科医療機関の提出した個々の調査票の内容の公表は予定しておらず、その集計結果を公表する予定であるため、都道府県・指定都市において、管内の精神科医療機関に調査への協力依頼・調査票の送付等を行うに当たっては、その旨を明示したうえで協力を求めること。」

※平成29年度調査依頼文には存在しない文言が追加された。

## ①調査依頼文問題

### 1. 調査依頼文の効力

- 医療機関から出た個々の調査票の公表はしない。
  - その旨を明記して都道府県・政令市から精神科病院に調査協力を依頼する。
- そのため、都道府県・政令市は、病院への調査依頼時に明示した範囲外のデータを住民に公文書開示することは不可能と判断した。

### 2. 開示に向けた方策

- 地方公共団体の判断で開示される旨の言質を国から取る。
- 厚生労働省が調査依頼文の“開示”の範囲を読み替える。

## ①調査依頼文問題

### 3. 結果について

○ 川田龍平参議院議員から第197回国会第43号質問主意書が出され、内閣総理大臣からは「調査票の自治体における公開の在り方については、当該自治体の条例に基づき適切に判断されるものと考えている」との答弁を取ることができた。

## ①調査依頼文問題

○ 平成31年2月1日・参議院議員会館にて厚生労働省交渉実施。

○ 平成31年3月7日実施:主管課長会議資料

「記載されている「公表」については、国立精神・神経医療研究センターの研究班がとりまとめた集計結果を、精神保健福祉資料のHPにおいて公表することを指している。630調査の作成に係る調査に用いられる調査票の情報公開請求への対応については、従来どおり各地方公共団体において、それぞれの条例に基づき判断されるものであり、今後とも適切に対応されるようお願いする。」

→調査依頼文の「公表」の定義をNCNPがとりまとめて出している精神保健福祉資料に範囲を限定したものであることが示された。



## ①調査依頼文問題

### ◆わかりにくいのでおさらい

本調査においては、こうした患者に関する情報が含まれた精神科医療機関の提出した個々の調査票の内容のNCNPサイト上での公表は予定しておらず、その集計結果を公表する予定である。

→このように整理されたことで都道府県・政令市は、調査依頼文の文言を根拠とした非開示の処分を出せなくなった。

## ②個人識別情報の問題

地方公共団体による非開示処分の理由の傾向

- ・ 個人識別情報の懸念あり
- ・ 正当な経営を阻む情報の懸念あり
- ・ その他、個人の生命及び財産を侵害する懸念あり

※地方公共団体の条例ごとに文言に若干の違いがある。

## ②個人識別情報の問題

### 開示された個票の現物

平成29年6月30日0時時点の在院患者

当該病院情報

厚生局届出の医療機関番号	都道府県	市区町村
	青森県	

病棟	患者シリアル番号	病棟入院料	年齢	性別	主診断	入院年月 (YYYY/MM)	入院形態	隔離指示有無	拘束指示有無	所在地と 住所地
							任意入院	無	無	同一
							任意入院	無	無	異なる
							任意入院	無	無	異なる
							任意入院	無	無	同一
							任意入院	無	無	同一
							任意入院	無	無	異なる
							任意入院	無	無	異なる
							医療保護入院	無	無	同一
							医療保護入院	無	無	同一
							医療保護入院	無	無	同一

## ②個人識別情報の問題

### 1. 戦術

【プランA】 各地方公共団体に不服審査請求を出す

→個人識別情報に該当しないという主張する

→個人識別情報に該当するが公益的な情報であるという主張する

→病院の正当な経営を阻むものではないと主張する

→その他、身体と生命、財産を害しないと主張する

【プランB】 NCNPから直接的に病棟ごとの情報を開示する

【プランC】 レセプトベースから旧調査票に戻す

【プランD】 レセプトベースのまま旧調査票様式に改編して開示できるようにする

## ②個人識別情報の問題

【プランA】 各地方公共団体に不服審査請求を出す  
→行政訴訟を視野に入れた大規模な闘いも検討したが人員面で非常に困難であった。やれる範囲でやった。

【プランB】 NCNPから直接的に病棟ごとの情報を開示する  
→調査目的と異なるため倫理に抵触するとのことで却下された。

【プランC】 レセプトベースから旧調査票に戻す  
→ NDBは保険局が目論む病床削減のための政策根拠である。この大きな流れ逆らうのは途方もないことだ。

→結果として【プランA】と【プランD】を選択

## ②個人識別情報の問題

### 2. 結果

#### 【プランD】

山之内研究班長（当時）との交渉で実現した。平成31年度調査から旧調査票の様式への改編が実装された。これによって合計した数の状態で開示されるため、個人識別情報の懸念はなくなった。平成29年度調査及び平成30年度調査は、どうすることもできなかった。

#### 【プランA】

平成29年度調査及び平成30年度調査の開示策は不服審査請求だけである。

### ③日本精神科病院協会の声明

◆2018年10月19日

○日精協は「精神保健福祉資料（630調査）の実施についての声明文」を公表した。

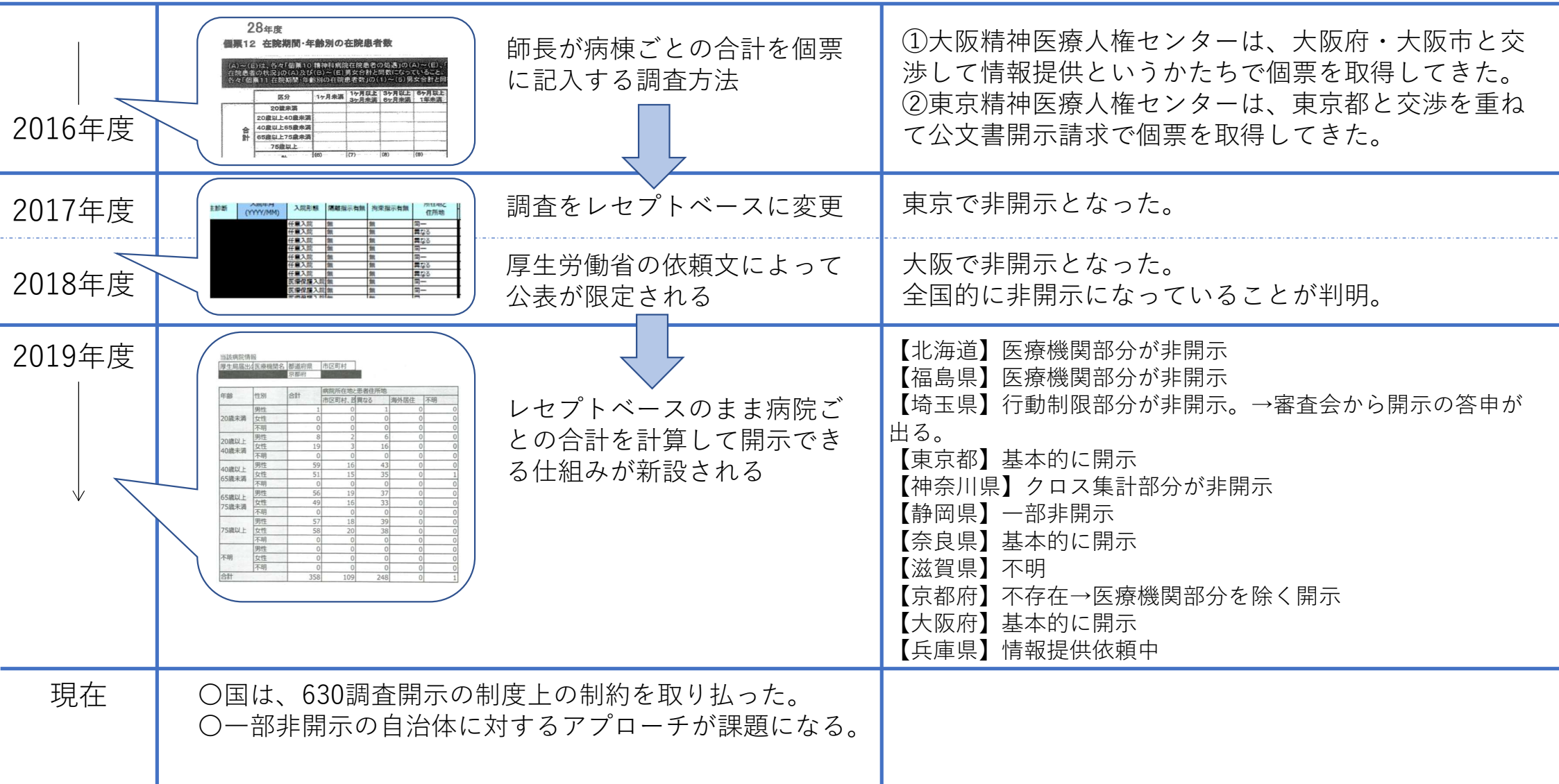
○当該日精協声明では、630調査それ自体が調査協力の見送りを検討せざるを得ないほど個人情報上の問題があるとされた。

◆政府とNCNP、日精協の交渉

- ・個人識別情報該当の懸念があるため調査依頼文を改定した。
- ・他方で個人識別情報に該当しなければ開示に反対する理由はないとも発言した。

※①と②については、同意に至った。

# 630 調査開示運動の動向





## 時系列に整理すると

調査	情報源	公表範囲	自治体の判断
2015年調査	病棟ごとの総数	限定なし	個人情報の懸念なし
2016年調査	病棟ごとの総数	限定なし	個人情報の懸念なし
2017年調査	レセプトベース	限定なし	個人情報の懸念あり 経営を阻む懸念あり
2018年調査	レセプトベース	調査依頼文による 公表範囲の限定	個人情報の懸念あり 経営を阻む懸念あり
2019年調査以降	レセプトベース	公表の定義が変更され 事実上限定なし	個人情報の懸念なし 経営を阻む懸念あり

## 現在の課題（１）

○各地における開示のフォロー

※この間の経緯を行政担当者が理解できていないがために開示されないケースへの対応が必要となる。

## 現在の課題（２）

### ○各地方公共団体の開示状況の把握及び開示方法の周知

- ・公文書開示請求の手続きでは「病院の正当な経営上の利益を損ねる情報」とされて一部非開示の処分が出される事態が考えられる。
- ・公文書開示請求の手続きを前提に開示に向けたアクションをすることでしたら不服審査請求及び行政訴訟という大掛かりな運動形成が必要とされる。
- ・そのため、公文書開示請求の手続きをする前に、まずは情報提供の手続きで開示するほうが一部非開示（処分）のリスクがなくなるため効果的と考えられる。